

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する
御意見募集（パブリックコメント）について

令和3年6月3日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案について、下記のとおり国民の皆様
様に広く御意見をお聴きいたします。

記

1. 御意見募集期間

令和3年6月3日（木）から令和3年7月2日（金）まで
（郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

別紙 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案（概要）について

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタ
ンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行って
ください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 封筒に「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記し
てください。

(3) FAX

03-3593-8431

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課 あて

※ 表題に「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記し
てください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、日本語で御提出くださいますよう、お願い
いたします。なお、電話による御意見の提出はお受けいたしかねます。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上